

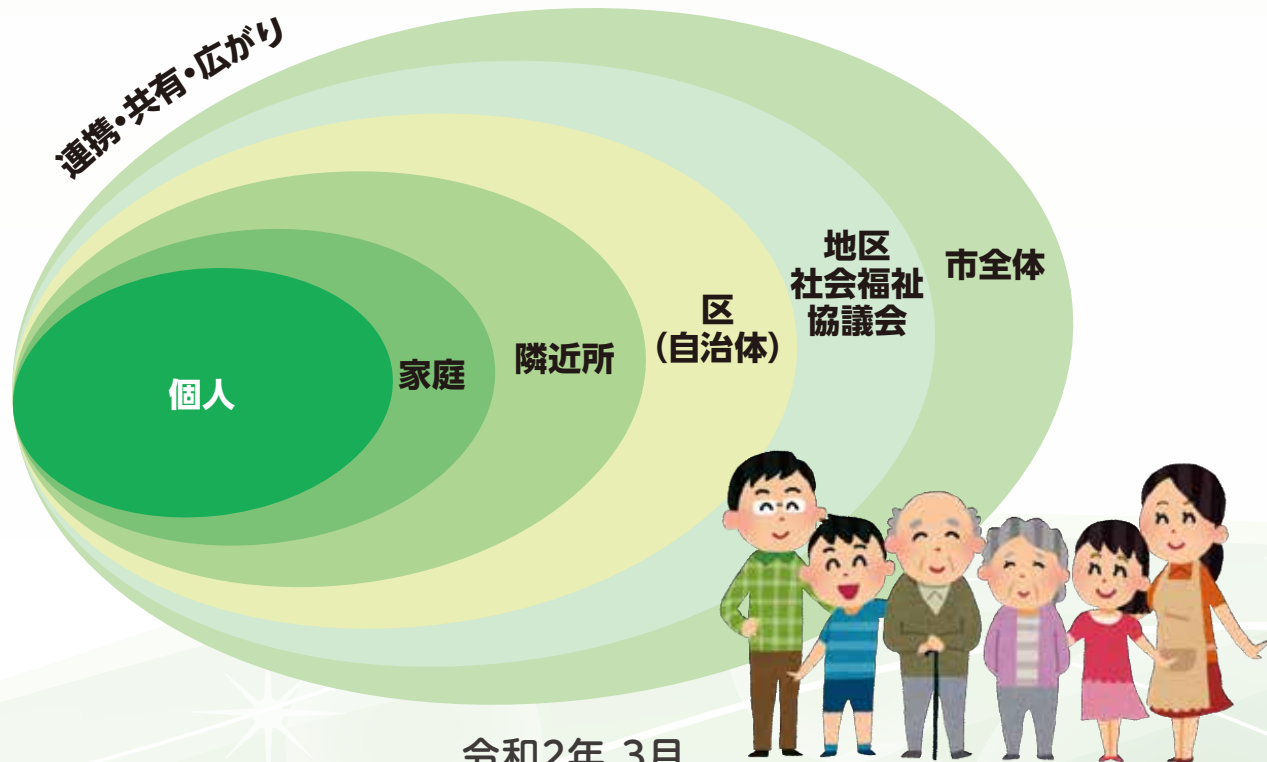
令和2年度～令和6年度

第2次匝瑳市地域福祉計画 及び地域福祉活動計画

住み慣れた地域で 安心して暮らせる地域社会(地域力)の構築

地域福祉は、福祉活動を通じて、誰もが自分らしく、安心して自立した生活を送ることができる地域社会を築いていくための、行政や事業者、地域住民の“つながり”を深め、お互いに“支え合う”仕組みを構築していくことを目的としています。

本市では、住民同士の絆や支え合い・助け合いの精神のもとで、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりの実現をめざし、「住み慣れた地域で 安心して暮らせる地域社会(地域力)の構築」を基本理念とした、地域福祉の推進に取り組んでいきます。



令和2年 3月

匝瑳市

匝瑳市社会福祉協議会

計画の背景

地域福祉の役割は、誰もが住み慣れた地域で、お互いに支え合い助け合うことにより、一人ひとりの個性を活かし、地域の一員として生活することができる社会をつくることです。

そのためには、市民・福祉団体・事業者・社会福祉協議会・行政がそれぞれの役割の中で、お互いに力を合わせる関係をつくり、「自助」「共助」「公助」を重層的に組み合わせた「地域ぐるみの福祉」を推進することが求められます。

本市では、第1次計画の成果や市民ニーズ等を踏まえ、これからの本市における地域福祉を推進するための指針として、令和2年度から令和6年度までを計画期間とする「第2次匝瑳市地域福祉計画及び地域福祉活動計画」を策定しました。

計画の位置づけ

地域福祉計画と地域福祉活動計画は、地域の生活課題や社会資源の状況などを共通認識し、ともに「地域福祉の推進」という目標を掲げ、それぞれの立場において、それぞれの役割を担い、相互に連携し、補完・補強し合いながら、地域福祉を進展させていくものとなります。

本市においては、理念・仕組みづくりである「匝瑳市地域福祉計画」と、それらを実現するための行動計画である「匝瑳市地域福祉活動計画」を一体的に策定しました。



計画の基本概念・基本方針

本市では、住民同士の絆や支え合い・助け合いの精神のもとで、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりの実現をめざし、地域福祉の考え方や本市の現状及び課題等を踏まえつつ、市として一貫性のある地域福祉の推進を図るため、これまでの基本理念を継承します。

住み慣れた地域で 安心して暮らせる地域社会(地域力)の構築

また、地域や地域住民、地域内で活動する各組織・団体の福祉機能の向上を図り、市民が地域での「結びつき」「助け合いや支え合い」といった共助の精神を育むことのできる地域の福祉推進を支援する環境を整備するため、次の5項目を本計画に盛り込むべき方向性として掲げます。

基本方針1	地域共生社会の実現
基本方針2	既存の福祉資源を最大限利用
基本方針3	人材の育成支援
基本方針4	福祉コミュニティの支援
基本方針5	地域福祉の推進を支える施策の展開

計画の基本目標

基本理念の実現に効果的に取り組むため、本計画においては、以下の5つの基本目標を掲げ、施策を分類し、体系化しました。

基本目標 1

多様なニーズに応じた
情報提供のできるまち

本市では、相談・広報活動を通して、市民の福祉に対する意識の高揚、市民同士の支え合いや助け合い活動が継続的に行われる仕組みづくりに努めます。



基本目標 2

福祉活動が活発で
参加しやすいまち

本市では、福祉教育を通して、市民一人ひとりの福祉知識・技能の向上を図るとともに学習・体験機会の創出に努めます。
また、市内で活動する福祉団体やボランティア等組織の運営・活動を支援し、住民の地域活動に対する支援等のほか、市民が生きがいを感じることでできる組織づくりを支援します。

基本目標 3

誰もが安心して
暮らせるまち

本市では、高齢者や障がい者の在宅生活の支援や子育て支援、生活困窮者の自立支援等、市民の生活を包括的に支えるための多様な福祉ニーズに応える事業を推進します。
また、市民一人ひとりが、心身ともに健康で健全な生活を営むことができるよう、医療・保健環境の整備や人権擁護を推進します。

基本目標 4

誰にとっても
暮らしやすいまち

本市では、バリアフリー環境の整備に取り組み、地域の福祉拠点としての施設整備や市民の外出を促進するための移動支援に取り組みます。
また、高齢者や障がい者等への買物支援策の充実を図ります。



基本目標 5

地域に根差した
活動のできるまち

本市では、地域福祉の推進を担う中核的な存在として活動している市社協の運営・活動を支援し、本市の地域福祉の拠点として、地区社協を含めた市社協の福祉機能の強化を支援します。



計画の推進

市民協働による計画の推進

市民が住み慣れた地域で支え合い、助け合いながら安全で安心して暮らせる地域づくりを行うため、地域住民をはじめ、地域、福祉団体・事業者、市社協、市がそれぞれの役割分担のもとに、本計画を推進します。



計画の進行管理

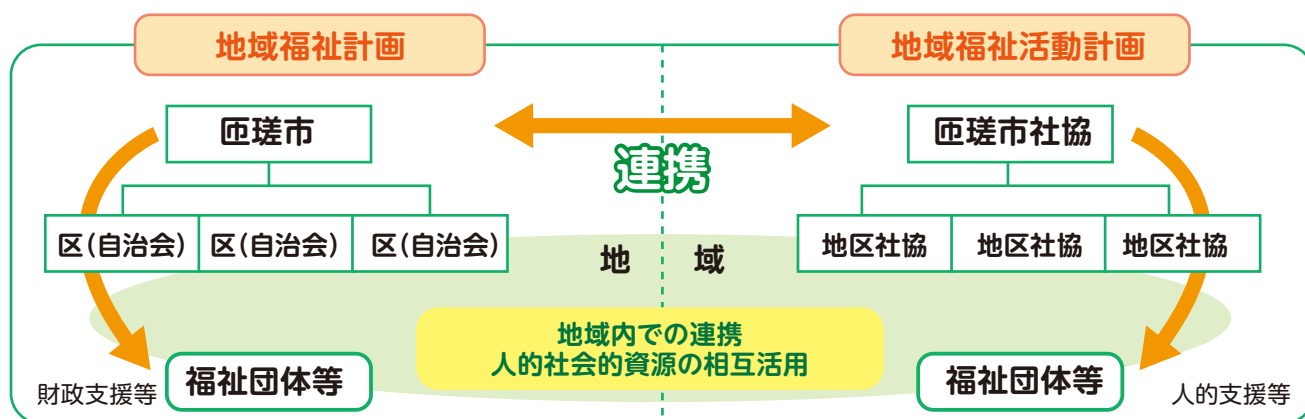
本計画の内容を市広報紙・ホームページ等を活用して紹介するとともに、本計画を福祉事業者、福祉団体、地域等に配布し、積極的な周知を図ります。

計画の進行管理・評価にあたっては、計画(Plan)をたて、それを実行(Do)し、実行の結果を評価(Check)して、計画の見直し(Action)を行う、「PDCAサイクル」を活用します。



推進体制の確保

地域における実践的な福祉を担っている市社協と行政との連携を強化し、地区ごとに構成される地区社協を核とした地域福祉の推進体制の構築をめざすとともに、将来的な地域の福祉力の育成・向上を図ります。



第2次匝瑳市地域福祉計画及び地域福祉活動計画

発行：匝瑳市／匝瑳市社会福祉協議会 発行年月：令和2年3月

【匝瑳市福祉課】

〒289-2198 千葉県匝瑳市八日市場ハ793番地2
TEL:0479-73-0096(直通)
FAX:0479-72-1116
ホームページ: <https://www.city.sosa.lg.jp>

【匝瑳市社会福祉協議会】

〒289-3182 千葉県匝瑳市今泉6491番地1
TEL:0479-67-5200(直通)
FAX:0479-67-5201
ホームページ: <https://sousashishakyo.jimdo.com>